

10 在宅生活の支援

日中一時支援事業

在宅の障がい児者を介護者（保護者）が一時的に家庭において介護できないとき、事前に契約しておいた事業所等が日中活動の場を提供し、見守り・訓練等を行います。

- 対象者 安曇野市に住所を有する、以下のいずれかに該当する人。
- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人
 - ②「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に掲げる特殊の疾病である人
 - ③自立支援医療（精神通院）や特別児童扶養手当、精神障害により障害年金を受給している人
 - ④障害福祉サービスの支給決定を受けている人
 - ⑤医師による診断書又は意見書により利用が必要と認められた人
- ただし、対象者が以下に該当する場合は利用できません。
- ・児童福祉法による保育サービス、介護保険法等による同等のサービスが利用できるとき。
 - ・医療機関に入院しているとき。
- 利用施設 市と契約している事業所
- 費用負担 食費等は利用者の実費負担になります。（各事業所にご確認ください。）
- 窓口 障がい者支援課支援給付担当 各支所地域づくり課地域担当

タイムケア事業

在宅の障がい児者を介護者（保護者）が一時的に家庭において介護できないとき、事前に登録しておいた介護者（隣人や知人又は指定された民間福祉団体等）が介護の支援をします。

- 対象者 重症心身障がい者（児）、知的障がい者（児）、身体障がい児、重度身体障がい者、精神障がい者
- 利用時間 年 300 時間以内
- 費用負担 食費等は利用者の実費負担となります。
- 利用方法 利用前に申請をしてください。
- 窓口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

家族介護用品購入助成事業

重度障がい者等であって、在宅している 3 歳以上の人を介護している人に、紙おむつ等購入費用の一部を助成する券を交付します。

- 対象者
- ・下肢機能障害 1、2 級又は体幹機能障害 1～3 級である身体障害者手帳（手帳等級が 1、2 級であるものに限る。）を交付されている人
 - ・療育手帳 A1 を交付されている人

- ・特別障害者手当受給者
 - ・要介護3以上に認定されている人
- 助成内容 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、防水シート、清拭剤(清拭用シートを含む。)、ドライシャンプー、口くうケアスポンジ及び口くうケアウェットティッシュを購入する際に利用できる助成券を月あたり1,000円分(1枚)交付します。(年間最大12枚)
- 窓口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

入浴料金割引券の交付

次の要件に該当する人に、入浴料金割引券を交付します。

- 要件 申請年度の4月1日時点において市内に住所を有する69歳以下の人で、以下のいずれかの手帳を交付されている人。
- ①身体障害者手帳1～3級
 - ②療育手帳
 - ③精神障害者保健福祉手帳
- *年度途中で手帳を取得、市内へ転入してきた場合は当年度は対象となりません。
*申請時点で有効期限等が切れている場合は更新後に申請可能となります。
*70歳以上の人へは、高齢者介護課長寿福祉係から交付されます。
- 交付内容 200円の割引券を12枚交付します。認定された人には後日、割引券をお送りします。
- 使用範囲 市内の入浴施設(割引券送付時に利用施設一覧をお送りします。)
- 関連 安曇野しゃくなげの湯「暖らんの湯」入浴料金割引券と重複して申請できません。
- 窓口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

安曇野しゃくなげの湯「暖らんの湯」入浴料金割引券の交付

次の要件に該当する人に、入浴割引券を交付します。

- 要件 申請年度の4月1日時点において市内に住所を有する、入浴時に介助者が必要な以下のいずれかに該当する障害者手帳を交付されている人。
- ①視覚障がいの人
 - ②上肢または下肢の障がいを有する人
 - ③体幹の機能障がいにより歩行が困難な人または同程度以上の障がいを有する人
 - ④療育手帳A1、A2または精神障害者保健福祉手帳1、2級を有する人
 - ⑤療育手帳B1、B2または精神障害者保健福祉手帳3級を有し、かつ医療機関または療育機関により入浴時に介助が必要と認められた人
- 交付内容 1,500円の割引券を年間48枚交付します。認定された人には後日、割引券をお送りします。
- 使用方法 割引券が利用できるのは、1回につき平日の午後1時から午後6時のうち1時間です。事前にしゃくなげの湯へ予約(TEL88-4126)が必要です。
- 関連 200円の入浴料金割引券と重複して申請できません。
- 窓口 障がい者支援課障がい福祉担当

手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がい者等の社会生活又は日常生活でのコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

また、感染症の拡大防止や災害時などの緊急時でも、スマホやタブレットを使用し、離れた場所から手話通訳を行える「遠隔手話通訳システム」が利用できます。申し込み方法は通常の手話通訳者等派遣事業と同様です。

- 対象者 市内に住所を有する聴覚障がい及び音声・言語機能障がいの身体障害者手帳所持者
- 窓口 障がい者支援課支援給付担当

電話リレーサービス

聴覚障がい者と聞こえる人との会話を通訳オペレーターが手話、または文字と音声を通訳することにより、電話で双方向につながるができるサービスです。

下記 HP より利用登録をしてご利用ください。

(一財) 日本財団電話リレーサービス URL <https://nftrs.or.jp/>
TEL03-6275-0910 FAX03-6275-0913

身体障害者住宅等整備事業

(注) 必ず事前にご相談ください。

重度の身体障がい者が日常生活の一部を自力で行えるよう浴室、台所、便所、洗面所、玄関、階段、手すりの取り付け、床段差の解消等を整備改善する場合、県の補助事業に基づき補助金を交付します。

- 障がい程度 身体障害者手帳 1～3 級を交付されている 65 歳未満の人
- 所得制限 前年分の所得税額の合計額が世帯全体で 8 万円以下であること。
- 補助限度額 63 万円
- 窓口 障がい者支援課障がい福祉担当
- 関連 住宅の新築、増改築は対象になりません。

※身体障害者手帳 4～6 級を交付されている 65 歳未満の人でも条件により一部受けられる場合がありますので、事前にご相談ください。

県営住宅の優先入居

障がい者又は障がい者と同居する世帯は、県営住宅への優先入居や家賃の減免が受けられる場合があります。また、障がい者向け公営住宅もあります。

○障がい程度 身体障害者手帳 1～4級

療育手帳 重度～中程度

精神障害者保健福祉手帳 1、2級

戦傷病者手帳特別項症から第6項症等

○所得制限 入居、減免には一定の所得要件がありますので、詳しくは下記窓口へお問い合わせください。

○窓 口 県営住宅 管理代行者 長野県住宅供給公社松本事務所 (県松本合同庁舎南)
TEL47-0240 FAX47-8902

※市営住宅に関しては、県営住宅とは入居要件等が異なりますので、詳細については担当課へお問い合わせください。

都市建設部建築住宅課 TEL71-2245 FAX72-3569

NHK 受信料の免除

次に該当する場合、NHK 受信料が免除されます。

○内 容

半額免除	●NHK 受信契約者が世帯主で 視覚・聴覚障がい者1～6級 身体障害者手帳1、2級 療育手帳 A1 精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている場合
全額免除	●身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が世帯の構成員であり世帯全員が市県民税（住民税）非課税

○窓 口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当
NHK ふれあいセンター TEL0570-077077

NTT 番号無料案内

下記の障がい者の人は無料で番号案内（ふれあい案内）を利用することができます。

- 障がい程度 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）
1、2級／視覚1～6級／聴覚2、3、4、6級／音声・言語・そしゃく3～4級
療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人
- 窓口 NTT 東日本 フリーダイヤル TEL0120-104174
- 関連 上記のサービスの他に「福祉用クレジット通話」「電話お願い手帳」
「ファックスによるサービス」等のサービスがあります。
詳しくは「ふれあい案内事務局」 TEL0120-104174（全国共通）
FAX0120-104134（全国共通）

携帯電話基本使用料等の割引

次に該当する場合、携帯電話の基本使用料等が割引されます。

- 対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付されている人
- 窓口 各携帯電話会社の取扱い店またはグループ店

青い鳥郵便葉書の無料配布

青い鳥郵便はがき（20枚）が無料配布されます。

- 対象者 身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A1、A2を交付されている人
- 申し込み 毎年4月～5月に、お近くの郵便局に手帳を提示してお申し込みください。
- 窓口 お近くの郵便局

郵便による不在者投票

以下の障がいに該当する人は、「郵便等投票証明書」の交付をうけることで、郵便により投票することができます。詳細は、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

- 障がい程度 ・両下肢、体幹、移動機能：1、2級
・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸：1、3級
・免疫、肝臓：1～3級
- 代理記載制度
上記の障がいに加え、上肢または視覚の障がいがある人は、「代理記載制度」を利用することができます。
- 窓口 選挙管理委員会事務局 TEL71-2031

長野県障がい者文化芸術祭作品展

毎年 9 月に開催される長野県障がい者文化芸術祭の作品展への出品を募集しています。

○募集時期 7 月頃 「広報あづみの」等で募集します。

○窓口 障がい者支援課支援給付担当 各支所地域づくり課地域担当

長野県障がい者スポーツ協会

障がい者スポーツ各種大会の開催や障がい者スポーツのさまざまな情報提供を行っています。

○窓口 公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会

(長野県障がい者福祉センター「サンアップル」内)

長野市下駒沢 586 TEL026-295-3661 FAX026-295-3662

長野県障がい者スポーツ大会

障がい者スポーツの県大会が毎年 9 月に松本平広域公園を主会場に開催されます。

○窓口 障がい者支援課支援給付担当 各支所地域づくり課地域担当

言語および聴覚障がい者等 110 番アプリシステム・FAX110 番

言語および聴覚障がい者等が、事件や事故にあったときに、警察への通報手段として、「110 番アプリシステム」と「FAX110 番」があります。

○対象者 言語および聴覚障がい者等

○送信方法 ①「110 番アプリシステム」

スマートフォンなどを利用して、音声によらず国内どこからでも通報できます。
アプリをダウンロードし、事前に登録が必要です。

②「FAX110 番」

ファクシミリ機能を持った電話機で通報できます。(長野県内のみ)

通報番号 0120-760-110

言語および聴覚障がい者等緊急等通報 FAX119 番

ファックスでの緊急通報(火災及び救急要請)も、電話と同じ 119 番で松本広域消防局に送信できます。(事前登録等の必要はありません)

○対象者 言語および聴覚障がい者等

○窓口 松本広域消防局 TEL25-0119 FAX25-3987

言語および聴覚障がい者等携帯電話等によるWeb119通報システム

聴覚障がい者等が、携帯電話やスマートフォンのインターネット機能とGPS機能を活用して、災害や救急等の災害通報をすることができるサービスです。(事前登録が必要です。)

○対象者 松本広域圏(3市5村)に居住または通勤・通学をされていて、一般の加入電話(携帯)からの火災や救急等の災害通報が困難な人。

○窓口 障がい者支援課支援給付担当

登録先 松本広域消防局 TEL25-0119 FAX25-3987

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、着用することで周囲の人に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするものです。

○対象者 義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人

※障害者手帳や病状等を証明する書類の提示は必要ありません。

○窓口 障がい者支援課障がい福祉担当 各支所地域づくり課地域担当

※配付はおひとりにつき一個となります。

※申込は、本人またはその家族に限ります。

ヘルプカード

障がいのある人等が災害時や日常生活のなかで困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めするため、緊急連絡先が必要な支援内容などが記載されたカードです。

○対象者 障がい等があり、周囲からの援助が必要な人

○入手方法 長野県ホームページからダウンロードいただけます。

※障がい者支援課障がい福祉担当窓口で配付用のヘルプカードが置いてあります。

ご希望があれば、窓口までお問い合わせください。

訪問理美容サービス事業

外出することが困難な寝たきりの人などが家庭で快適に過ごせるよう理容師・美容師が自宅へ出張の上、理美容を実施し、利用料金の一部を補助するサービスです。

- 対象者 65歳以上で要介護3以上、身体障害者手帳1、2級、療育手帳A1、A2のいずれかに認定された人
- 助成内容 1回あたり2,000円を市が補助します。市からの補助額2,000円を差し引いた残額は個人負担となります。（年間利用回数は6回を限度とします。）
- その他 利用する場合は、事前に利用登録申請書を提出してください。
利用店舗については、申請後に別途ご案内します。
- 窓口 高齢者介護課 長寿福祉係 TEL71-2254